



平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会社名 神鋼商事株式会社
 代表者名 代表取締役社長 山口 育 廣
 (コード番号 8075 東証第 1 部)
 問合せ先 総務部長 阿野 健二郎
 (TEL 03-3276-2036)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 98 回定時株主総会（以下、本総会）「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。1,000 株単位の上場会社は 2018 年 10 月 1 日までに 100 株へ移行することが要請されたことを踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。単元株式数を変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないようにすることを目的に、当社株式について 10 株を 1 株にする併合を行うことといたしました。そのため、発行可能株式総数については、株式の併合に応じて、現行の 2 億 7 千万株から 2 千 7 百万株に変更することといたします。

なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって附則を削除するものといたします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、あらたに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、規定を変更するものであります。本議案のうち、定款第 28 条を変更する議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款の変更内容

変更内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>2 億 7,000 万株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 千 700 万株</u> とする。
第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

現行定款	変更案
<p>第 28 条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第 28 条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第 36 条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第 36 条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>
<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>（附 則）</u></p> <p><u>第 1 条</u> 第 6 条及び第 8 条の変更は、平成 28 年 10 月 1 日をもって、その効力を生じるものとする。</p> <p><u>第 2 条</u> 前条及び本条は、前条の効力発生後、平成 28 年 10 月 1 日をもって削除するものとする。</p>

3. 日程

取締役会決議日	平成 28 年 5 月 19 日（本日）
定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 28 日（予定）
定款変更の効力発生日（第 28 条及び第 36 条）	平成 28 年 6 月 28 日（予定）
定款変更の効力発生日（第 6 条及び第 8 条）	平成 28 年 10 月 1 日（予定）

以 上